

新潟県人権教育・啓発推進基本指針
(第2次改定版)

2021（令和3）年6月

はじめに



新潟県では、平成16年4月に県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示す「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、その後の社会情勢の変化を踏まえ、令和2年3月に全面的に改定を行い、様々な人権課題に対応した人権施策を総合的に推進してまいりました。

令和2年に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、感染者やその御家族等に対して差別、偏見等の事案が発生しました。これを受けて、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、差別の防止に係る国や地方公共団体の責務が新たに規定されました。

県では、この状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症を含む感染症に関する差別防止の取組を一層推進するため、このたび基本指針の改定を行うことといたしました。

今後とも、県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう社会が実現するよう、様々な取組を行ってまいりますので、県民の皆様のご理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、今回の指針改定に当たり、新潟県人権施策推進懇談会委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重な御意見や御提言を頂きましたことに、心から感謝申し上げます。

令和3年6月

新潟県知事 花角 英世

目 次

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨	1
(1) 策定の経緯	1
(2) 本指針を改定する際の考え方	1
2 基本指針の目標と基本理念	2
3 基本指針の性格	3
4 基本指針策定の背景	3
(1) 国際的動向	3
(2) 国の動向	4
(3) 本県の動向	5

第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進

1 学校教育における人権教育の推進	7
2 社会教育における人権教育の推進	8
3 企業・団体等に対する人権啓発の推進	10
4 県民に対する人権啓発の推進	10
5 インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進	11

第3章 分野別人権施策の推進

1 女性	13
2 子ども・若者	16
3 高齢者	19
4 障害者	23
5 同和問題	26
6 外国人	30
7 感染症患者等	32
8 新潟水俣病被害者	35
9 北朝鮮による拉致被害者	37

10 犯罪被害者やその家族	3 8
11 刑を終えて出所した人等	3 8
12 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別	3 9
13 様々な人権問題	3 9

第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する 人権教育の推進

1 公務員	4 1
2 教職員・社会教育関係職員	4 1
3 警察職員	4 1
4 医療・保健・福祉関係者	4 2
5 消防職員	4 2
6 地方議会議員	4 2
7 マスメディア関係者	4 2
8 公共交通機関関係者	4 3

第5章 人権施策推進に向けて

1 県の基本姿勢	4 4
(1) 庁内推進体制の整備	4 4
(2) 人権尊重の視点に立った職務遂行	4 4
(3) 人権課題への適切な対応	4 4
(4) 職員に対する研修等の実施	4 4
2 関係機関等との連携	4 4
(1) 国との連携	4 4
(2) 市町村との連携	4 5
(3) 民間団体等との連携	4 5
3 基本指針の見直し等	4 5

第1章 基本的な考え方

1 基本指針策定の趣旨

(1) 策定の経緯

国際連合において、1948（昭和23）年、基本的人権を確保するために、すべての人々や国が達成すべき共通の基準としての「世界人権宣言」が採択されて以来、多数の人権関連条約の採択や国際年の設定など人権が尊重される国際社会の実現に向けて、様々な取組がなされてきた。

わが国においても、1946（昭和21）年11月3日、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を公布し、この憲法のもとで、国政の全般にわたり人権に関する諸施策や諸制度の整備に努めてきた。

本県では、2000（平成12）年に制定された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）に基づき、2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、あらゆる行政分野で人権施策を推進してきた。

(2) 本指針を改定する際の考え方

本県では、最上位の行政計画である「新潟県総合計画」において、「住んでよし、訪れてよしの新潟県」を基本理念とし、「安全に安心して暮らせる、暮らしやすい新潟」「地域経済が元気で活力のある新潟」「県民一人一人が学び、成長し、活躍できる新潟」を将来像と位置付けている。この総合計画を真に豊かに実現し、人がその生を受けたときから、生涯にわたり、「誰もが個人として尊重され、共に暮らせる社会」（新潟県総合計画）となるには、あらゆる施策の根本において、人としての尊厳が保障され、個人として尊重されることが、何にも増して前提とされなければならない。

人権教育及び人権啓発は、人権教育・啓発推進法が定めるように、「人権尊重の精神の涵養」と「普及」を目的とし、国、地方公共団体、更には国民に対して、「人権尊重の精神の涵養」に努め、「人権が尊重される社会の実現」へ寄与することを期待している。すべての県民の人権が尊重される豊かな県政を実現するためには、県の施策の推進とともに、県民一人一人の、人権にかかわる深い理解と認識、積極的な協力が不可欠である。

また、本基本指針に記載した個々の内容は、今後、急激な時代の進化や

変化により、人権教育及び人権啓発に関わる新たな内容や視点が求められることも推察されるが、そのような際にも、人権教育及び人権啓発が本県の施策を根本で支えるものとする本基本指針の趣旨を常に認識し、新たな課題に対しても適切に対応を検討していく。

ア 第1次改定（2020（令和2）年3月）

女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、新潟水俣病被害者、性的指向・性自認等、様々な分野において、依然として人権侵害が問題となっている状況を踏まえるとともに、深刻化する子どもや高齢者への虐待、いじめの問題、インターネットによる人権侵害への対応のほか、指針策定後の社会情勢の変化や、障害者差別、ヘイトスピーチ、部落差別の解消など人権に関する法整備を踏まえ、全面的に改定を行った。

イ 第2次改定（2021（令和3）年6月）

新たな感染症が繰り返し出現する中で、新型コロナウイルス感染症が発生し感染が拡大した状況を踏まえ、感染症の感染者等への差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等を防止する取組をより一層推進するための改定を行った。

2 基本指針の目標と基本理念

「人権」は人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない普遍的な権利であることから、日本国憲法においても「基本的人権は侵すことのできない永久の権利」として保障されている。

この指針では、基本理念としてすべての人の人権が尊重される社会づくりを目指し、「県民一人一人がすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を引き続き目標とする。

そして、この実現に向けて、個人の価値観や文化の違いに偏見を持つことなく、一人一人の個性や多様性を認め合い、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付くよう教育・啓発を進める。

3 基本指針の性格

この基本指針は、国際連合の決議を受けて国において策定された「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（以下「国連10年国内行動計画」という。）の趣旨を踏まえ、また、人権教育・啓発推進法に則り、本県が取り組むべき人権教育・啓発の基本的な方向を示すものであり、同時に、本県が実施する人権施策に係る基本指針となるものである。

また、市町村においても人権教育・啓発推進法に則り、人権教育・啓発に積極的に取り組む責務があるとともに、企業、団体等をはじめ県民一人一人が人権意識の高揚に寄与するよう努めることが求められている。

4 基本指針策定の背景

(1) 国際的動向

20世紀において、大きな世界大戦を経験した後、世界の平和と人類の自由・平等を実現するためには、すべての人の人権が何よりも尊重されなければならないという国際的な認識から、1948（昭和23）年、国際連合総会で「世界人権宣言」が採択された。

その後、国際連合は、この宣言を実効あるものにするため、「国際人権規約」の採択をはじめ、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、「児童の権利に関する条約」、「障害者の権利に関する条約」など多くの人権に関する条約を採択するとともに、「国際人権年」、「国際婦人年」、「国際障害者年」等の国際年を定め、「国連婦人の10年」、「国連障害者の10年」等の活動にも取り組んできた。

しかし、冷戦構造の崩壊後も、世界各地で地域紛争や民族紛争が起こり、これに伴う人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化した。このような厳しい国際社会の状況を受けて、1993（平成5）年、世界人権会議で「ウイーン宣言及び行動計画」が採択され、人権教育が重要であることが示された。

そして、これを受けて1994（平成6）年の国際連合総会では1995（平成7）年からの10年間を「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、各国政府に対して国内行動計画を定めることを求めた。

2005（平成17）年からは「人権教育のための世界計画」として行

動計画を策定している。

(2) 国の動向

わが国においては、基本的人権の尊重を基本原理の一つとする日本国憲法を具体化するために、教育基本法や障害者基本法等各種法律の制定に取り組むとともに、国際人権規約をはじめとする多くの人権関係の条約を批准し、国際社会の一員として取組を進めてきた。

また、1997（平成9）年には国連10年国内行動計画を策定し、人権教育の積極的推進を図り、もって国民一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりある国家の実現を期することとした。

かつ、人権教育を進めるに当たっては、あらゆる場を通じて人権教育を推進し、教職員・社会教育関係職員、医療関係者など人権に関わりの深い特定の職業に従事する人々に対する取組を強化するとともに、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人、アイヌの人々等の課題に積極的に取り組むこととした。

また、地方公共団体に対しても「国内行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する」としている。

一方、同和問題については、1965（昭和40）年、同和対策審議会が同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題であるとの認識に立ち、同和対策の方向性について答申し、その具体化のため、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」等が施行され、各種同和対策事業が実施されてきた。

1996（平成8）年、地域改善対策特別措置法を受け設置された地域改善対策協議会の意見具申では、依然として残っている差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進やあらゆる人権侵害による被害の救済等の対応の充実を今後の重点施策の方向とし、これを受けて、人権擁護施策の推進についての国の責務と必要な体制の整備を定めた「人権擁護施策推進法」が1997（平成9）年に施行され、この法律に基づき設置された人権擁護推進審議会は1999（平成11）年に、今後の人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策について答申した。

この答申を受け、2000（平成12）年に施行された人権教育・啓発

推進法では、国の責務として、「人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」旨明記され、2002（平成14）年に、同法第7条の規定に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定された。その後、2011（平成23）年に北朝鮮当局による拉致問題等の項目が追加された。この基本計画に基づき、国民の一人一人が人権に関する正しい知識と人権感覚を身に付けることができるよう様々な場を通じて、各種人権課題の解決に向けた施策に取り組んでいる。

また、これまでに、子ども・高齢者・障害者に対する虐待防止や、女性・障害者に対する雇用機会の確保等を目的とした法律の整備が進められてきたほか、2016（平成28）年には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）、部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消推進法」という。）が施行された。

(3) 本県の動向

本県では、これまで庁内関係課で構成する「新潟県同和対策連絡会議」を設置するとともに、「同和対策総合計画」を策定して同和問題の解決のため各種施策を行ってきた。

また、個別の人権課題ごとに独自の計画や方針を持ち、それぞれ人権に配慮した施策を実施してきた。2004（平成16）年には、人権教育・啓発推進法に基づき、新潟県人権教育・啓発推進基本指針を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目指し、各種の人権施策に取り組んできた。

これらの施策の推進に当たっては、国や市町村、関係団体等と連携しながら、課題の解決に取り組んできたところであるが、各分野とも依然として多くの課題が残されている。2018（平成30）年に実施した人権に関する県民アンケート調査では、基本的人権が「よく守られている」「だいたい守られている」の回答の合計が68.1%で、2013（平成25）年に実施した前回の人権に関する県民アンケート調査より6.8ポイント減少している。

本県のこのような状況を踏まえると、この基本指針の重要性は今後一層

増していくと考えられ、国際連合や国の動向、人権教育・啓発推進法の趣旨やこれまで実施してきた施策の成果や課題などを踏まえ、県民の人権に対する意識の高揚と心の豊かさの実現に向けて、県として取り組むべき人権行政の全般にわたり基本指針に則し諸施策をより積極的に実施していく必要がある。

第2章 様々な場を通じた人権教育・人権啓発の推進

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するためには、県民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが大切であり、教育の果たす役割は重要である。

このため、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、個人の人権が尊重され、個性、能力、適性等が十分に発揮できるよう人権教育の推進に努める。

また、企業・団体等にあっても豊かな社会づくりに貢献する責任を担っており、職場における人権教育・啓発の推進に取り組むよう努めることが求められている。

さらに、県民一人一人が生涯を通じて人権について自分のこととして考えていくことが大切であることから、県民の人権意識の高揚を図るために、新聞やテレビなどマスメディアのほか、多様な媒体を効果的に活用して人権啓発活動を進める必要がある。

1 学校教育における人権教育の推進

(1) 現状と課題

学校教育においては、それぞれの学校種の教育目標の実現を目指した教育活動全体を通じて、人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実を図っている。

しかし、学校現場では、いじめ問題が依然として深刻な状況にあり、児童生徒に、いじめは命をも奪いかねない差別行為・人権侵害行為との認識や人権感覚が十分に浸透していないといった問題も指摘されている。また、情報化の進展によって、児童生徒がインターネットによる人権侵害などのトラブルに巻き込まれる可能性が高まっている。

そのため、各学校が全ての児童生徒、教職員、保護者等の関係を尊重しあえる教育活動や学校運営を進めるとともに、教職員の指導力を高める研修を一層充実させ、様々な人権課題の解決に向けた取組の充実を図ることが大切である。

(2) 基本方針

学校教育においては、人権が尊重される学級づくり、学校づくりをと

して、子ども一人一人を大切にしながら、発達の段階に応じた計画的・組織的な人権教育、同和教育を行い、人権に関する理解を深め、豊かな人権感覚を養い、互いに自他の大切さを認め合う態度や行動力を身に付けさせる。

そのため、「新潟県人権教育基本方針」に基づき、教育活動全体を通じて様々な人権課題の解決に向けた取組を図るとともに、課題を抱える子どもたちに寄り添いかかわる同和教育を中核にした人権教育を着実に実践する。

また、同和問題をはじめとする研修の充実を図り、教職員一人一人の指導力の向上を目指す。

ア 授業等の改善

子どもや地域の実態を踏まえた全体計画や年間指導計画を全教職員が参画して作成し、工夫改善を図る。その際、情報モラルやインターネットリテラシーについても確実に指導するよう留意する。

各教科等においては、副読本を有効活用するとともに体験的な活動を取り入れるなどして、人権に関する知的理解と人権感覚を高め、自他の人権を守る実践行動に結びつくような授業を工夫する。

イ 研修の充実

正しい認識を身に付け、人権感覚を磨くために学び直す校内研修や差別の現実に学ぶ現地研修を計画的に実施する。

ウ 環境づくり

互いを認め合い、支え合う人間関係を基本とした学級・学校づくり、家庭や地域と連携した取組を推進する。

2 社会教育における人権教育の推進

(1) 現状と課題

社会教育においては、女性・子ども・高齢者・障害者・同和問題・外国人等をめぐる様々な人権課題について公民館等の社会教育施設で各種の学級・講座を開設してきた。

しかし、各種学級・講座の開設数は依然として少ない状況にあり、人権教育・啓発の一層の推進が求められている。

このため、生涯の各時期に応じ、人権に関する学習ができるよう講演会

やワークショップ等の学習機会の一層の拡充、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発・提供や指導者の育成を図り、家庭や地域において更に人権意識を高める取組を推進することが大切である。

(2) 基本方針

すべての人々の人権が尊重される地域社会づくりを目指して、公民館等の社会教育施設を活用し、地域の実情や学習者のニーズに応じ、多様な学習情報や学習プログラムを提供するなどして、人権に関する学習の充実に努める。また、様々な人権問題に関して深い見識を持つ人材を活用し、地域における人権教育、同和教育の指導者を養成する。

ア 子どもたちが豊かな心や自他の人権を尊重し合う態度を身に付けるようになるためには家庭や地域の大人たちが日常生活を通じ、差別をしない姿勢を示していくことが重要である。

このために家庭や地域の大人たちが人権感覚を十分身に付けるよう公民館等の社会教育施設を中心として、地域の実情に応じた人権に関する多様な学習機会の充実を図る。

また、すべての教育の出発点である家庭教育では、日常生活を通じて、家族全体が自他の人権を尊重し合えるよう、人権に関する学習機会の提供や情報発信等を行うとともに、家庭の教育力の向上を支援し、家族全体で人権意識が高まるよう促す。

イ 地域社会における指導者の養成と資質の向上を目指して、フィールドワークなど参加体験型アプローチを採用するなど、より実効的な手法を取り入れる創意工夫を図るとともに、地域全体が自他の人権を尊重し合えるよう、実践に結びつく指導者研修会の内容の充実を図る。

ウ 様々な人権問題を正しく理解するために、参加者の学習意欲を高めるような参加体験型の学習プログラムの開発・提供を行い、公民館等の社会教育施設での学級・講座が充実するよう市町村教育委員会との連携を図る。

また、学習が実践活動に結びつくような手法を用いた学習資料の開発・提供を行うとともに、生涯学習情報提供システム（ラ・ラ・ネット）を活用してその周知に努める。

3 企業・団体等に対する人権啓発の推進

(1) 現状と課題

企業・団体等においては、社会を構成する一員として、人権を尊重する社会的責任（CSR）を果たすことが求められており、性別、国籍、年齢、障害などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存を目指すダイバーシティ（多様性）の考え方を取り入れた経営にも関心が高まっている。

しかし、採用選考では、身元調査の実施、採用試験における不適切な質問や個人情報に関する不要な書類の提出要請など人権への配慮が不十分な事例が依然として見受けられる。その他、男女差別、セクシュアル・ハラスメント、高齢者・障害者・外国人の雇用差別等の人権侵害が問題となっている。

このため、誰もが差別なく働くことのできる場の確保を目指し、企業・団体等における人権尊重の意識の高い職場づくりを促進する必要がある。

(2) 基本方針

企業・団体等に対しては、その社会的責任を自覚するよう促し、男女共同参画社会の実現をはじめ、統一応募用紙の使用等公正な採用選考や配置・昇進などについて、人権に配慮した適切な対応を行うよう、企業等の経営者や管理者を中心に啓発に努める。

ア 企業・団体等の人権教育・啓発の取組を促進するため、資料・情報の提供、企業等の管理者を対象とした講演会の開催等啓発を行う。

イ マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。

4 県民に対する人権啓発の推進

(1) 現状と課題

依然として日常生活の中で様々な人権侵害があることから、県民一人一人の人権意識を高める必要がある。

(2) 基本方針

広く県民に対しては、人権についての正しい理解と認識が深まり、日常生活における人権感覚が身に付くよう、様々な手法を活用して広報・啓発

を推進する。

ア マスメディア等多様な広報媒体を活用した広報・啓発活動や県民を対象とした人権講演会等の各種イベントの実施、啓発用パンフレットの配布、啓発ビデオの貸出等の取組により啓発を行う。

イ 県民一人一人の人権問題への関心と理解が深まるよう、広報・啓発の活動内容の一層の充実を図るとともに、法務局、市町村等で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」などを活用し、国・市町村・民間団体と連携を図りながら啓発活動を進める。

5 インターネットによる人権侵害を防ぐための啓発の推進

(1) 現状と課題

高度情報化社会の進展に伴い、パソコンやスマートフォン等によるインターネットの利用は広く普及している。しかし、匿名性を悪用して、ネットいじめ、ヘイトスピーチ、障害者や同和問題等に関する差別的な書き込み等、他人を誹謗中傷する表現や不当な差別的取扱いを助長・誘発する表現、また様々な有害情報等のブログやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）への掲示など、人権にかかわる深刻な問題が発生している。とりわけ、インターネット、SNS等の普及と拡大は、あらゆる人権課題において、人としての尊厳や社会生活を暴力的に侵害する状況を作り出してきており、人権をめぐる新たな危機への対応が必要となっている。

また、2018（平成30）年に実施した人権に関する県民アンケート調査でも、関心のある人権問題として、インターネットによる人権侵害が46.1%と、高い結果となっており、県民の関心の高さを示している。

(2) 基本方針

インターネットによる人権侵害を防ぐために、児童生徒を含め県民一人一人が、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、インターネットによる人権侵害となる行為を防止するための教育・啓発を行うとともに、トラブルへの対処のため相談窓口の活用を啓発する。

ア 有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るため、これらの有害情報を選別するフィルタリングシステムを各家庭において導入するなどの対策とともに、インターネット事業者に

において有害情報の送信を防止する措置などを講じるよう広報啓発に努める。

イ インターネット上における差別表現など人権を侵害する情報については、削除要請を行うなど関係機関との連携により適切に対応していく。

第3章 分野別人権施策の推進

1 女性

(1) 現状と課題

一人一人が生き生きと安心して暮らすためには、男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくりが重要である。

本県では、2001(平成13)年に「新潟・新しい波男女平等社会推進プラン」を策定し、2002(平成14)年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定した。この条例の基本理念に基づき、2006(平成18)年に「新潟県男女共同参画計画(男女平等推進プラン)」を策定、2013(平成25)年に第2次計画、2017(平成29)年に第3次計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた幅広い分野にわたる施策を、総合的、計画的に推進してきた。

これまでの取組により、「男女が平等な社会であること」に対する男女間の意識差は減少傾向にある。また、審議会等の委員や企業における管理・監督的業務従事者に占める女性割合が上昇し、男女共に働きやすい職場づくりに取り組む企業が増加している。

一方で、性別による固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、これに基づく制度や慣行が、男女が自らの意思で多様な生き方を選択できる社会の実現を難しくしている。

また、依然として育児・介護の多くを女性が担っており、出産・育児・介護を理由に離職する女性も少なくない。男女が共に仕事と家庭生活を両立でき、個性と能力を発揮して活躍するためには、長時間労働等を前提とした男性中心型労働慣行の見直しに向けた取組が必要である。

こうした背景などもあり、多様な分野における女性の参画の割合はまだ少ない状況にあることから、女性の能力発揮への支援や女性へのキャリア形成支援を図る取組も必要である。

(2) 基本方針

男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解を深め、その推進に取り組

んでいく。

ア 男女平等を推進する社会づくり

- (ア) 男女平等社会の形成についての理解を深めるため、各種団体等とも連携し、県民に対する広報・啓発活動を推進する。
- (イ) 社会制度、慣行等について男女平等の視点で点検し、実態把握と啓発に努めるとともに、課題を整理し、提供する。
- (ウ) 園・学校における男女平等を推進する教育・学習を充実するとともに、教職員等の研修の充実を図る。
- (エ) 性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、個性と能力を十分に発揮した生き方を選択できるよう、学習機会の充実や学習情報の提供を行うとともに、学習活動を支援する指導者等の人材育成に努める。また、男女平等意識を育む家庭教育を推進する。
- (オ) 女性への暴力は子どもなどへの人権侵害を伴う場合が少なくないことに鑑み、これまで以上に、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識啓発と防止のための環境づくりを推進するとともに、女性に対する暴力の実態を把握し、被害女性の相談や保護・支援を行う。また、様々な場面におけるセクシャルハラスメントの防止に向けた取組を推進する。
- (カ) 生涯を通じた女性の健康の維持・増進対策を充実するとともに、性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）についての知識の普及に努める。
- (キ) 男女共同参画に関する国際的な動向や国際社会の取組への理解を促進する。

イ 女性が活躍できる社会づくり

- (ア) 県の審議会等への女性登用や女性県職員・教職員の育成と管理監督者への登用を推進するとともに、市町村、企業、団体、地域等あらゆる場における方針決定過程への女性の参画を促進する。
- (イ) あらゆる分野に参画できる女性人材の育成や、女性の起業など様々なチャレンジを支援するとともに、女性団体等への活動支援を充実する。
- (ウ) 雇用分野における男女の均等な機会と待遇の確保など、職業生活において女性が能力を十分に発揮できる環境の整備促進や、能力発揮の

ための積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進する。
(エ) 農林水産業、商工業等自営業における女性の経営参画に向けた資質向上や環境整備を推進するとともに、家族経営に関わる女性の労働・生活環境の整備を促進する。

ウ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり

(ア) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた意識啓発を推進し、仕事と子育てや介護との両立や多様な形態の働き方を可能とする就業環境の整備を促進する。また、職場におけるあらゆるハラスメントの防止に向けた取組を推進する。

(イ) 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解と男性の家事・育児・介護等への参画を促進する。

(ウ) 多様なニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策、地域における子育て支援を充実する。また、ひとり親家庭等困難を抱える家庭が孤立しないよう支援することにより、子どもの人権を擁護し、子どもにとって安全で安心な環境の整備を推進する。

(エ) 高齢者の社会参画を支援するとともに、高齢者が安心して暮らせる生活支援体制・介護体制の整備を促進する。

(オ) 障害者の社会参画を支援するとともに、障害者が一人一人のニーズにあった支援を受けられるよう、生活支援体制の整備を促進する。

(カ) 生活困窮者の状況に応じた自立促進支援、ひとり親家庭への支援を充実し、貧困等により困難を抱えた男女が安心して暮らせる環境整備を進める。

(キ) 地域や防災・災害復興分野、環境分野における、政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、様々な取組等における男女共同参画を促進する。

工 施策の総合的・計画的推進

(ア) 男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するため、必要な推進体制及び機能の充実を図り、計画的にその遂行を図る。

(イ) 県内各地で男女共同参画に関する取組が進むよう、情報共有に努めるなど市町村や国の関係機関との連携を図る。

(ウ) 県民や事業者、NPO、NGO等各種団体の活動を支援するとともに、連携・協働を進める。

2 子ども・若者

(1) 現状と課題

価値観の多様化、核家族化・少子化の進行及び情報化の進展等、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化している。わが国では、1951（昭和26）年に子どもの基本的人権の尊重をうたった「児童憲章」が定められたが、現在も児童虐待、いじめ・体罰、有害情報の氾濫や性の商品化などによる子どもの人権侵害が深刻な問題となるとともに、貧困、ニートやひきこもりなども課題となっている。2018（平成30）年に実施した人権に関する県民アンケート調査においても、身の回りで「子どもの人権が尊重されていないと感じること」の内容として、「仲間はずれなど、子ども同士のいじめ」「保護者が身体的、心理的に虐待すること」「保護者が躰（しつけ）のつもりで体罰を与えること」などが多くあげられている。2019（令和元）年6月の児童福祉法改正では、親権者等による体罰の禁止が明文化された。

このような中、2016（平成28）年6月の児童福祉法改正では、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子どもの福祉を保障するための原理として、第1条に、全ての子どもが適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利の主体であり、意見が尊重され、最善の利益が優先して考慮されることが規定され、それまで「保護の客体」とされていた子どもが、「権利の主体」であることが明確化された。

また、2009（平成21）年7月に制定された子ども・若者育成支援推進法において、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の健やかな育成等のための支援その他の取組の実施が定められている。しかしながら、今日においては、更に若者をめぐる課題や家庭や地域・学校における子どもの権利を著しく侵害する事案が深刻化している状況である。

子どもの人権が尊重されるために、「児童の権利に関する条約」の理念を基本とした人権教育・啓発を推進するとともに、人権を侵害された子どもへの援助体制の整備・強化が求められている。

(2) 基本方針

県民一人一人が「国籍にかかわらず子どもは基本的人権が保障された存

在であり、権利を行使する主体である」との認識を持ち、子どもの人権を尊重する社会づくりを推進する。

特に、児童虐待、いじめ、児童買春等の子どもをめぐる深刻な事件の発生に鑑み、子どもの人権を保護するため、福祉、保健、教育、医療、警察、民間団体等の関係機関が連携し、一層の体制整備に努める。

また、有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るための取組を進める。

ア いじめ防止の推進

学校、家庭、地域が連携して、いじめ見逃しゼロ強調月間や「いじめ見逃しゼロ県民の集い」をはじめとしたいじめ防止や命の大切さを訴える県民運動に取り組むとともに、子ども自身の手による「いじめ見逃しゼロスクール集会」等のいじめ防止の取組を推進する。

また、児童生徒が悩みや不安を相談する相手として専門的な知識と経験を有するカウンセラー等を学校へ配置する。

イ 児童虐待防止への取組

児童虐待の未然防止と早期対応のため、親権者等からの体罰は禁止されていることなど、児童虐待についての子育て世代を中心とした県民の理解促進や相談窓口の周知等の広報啓発活動を行う。

また、福祉、保健、教育、医療、警察等の関係機関の連携をさらに強化するとともに、関係機関職員に対する研修を充実し、子どもにかかわる職員の資質の一層の向上を図る。

ウ 要保護児童の権利擁護対策

児童養護施設、児童自立支援施設の入所児童や里親委託児童について、「子どもの権利ノート」の活用等により、外部に訴える力の弱い児童の立場を守るとともに、児童の権利擁護に対する職員の意識の向上を図る。

エ 児童買春・児童ポルノ等の根絶に向けた取組の推進

児童買春・児童ポルノ等、児童に対する性的搾取や性的虐待が児童の権利を著しく侵害するものであることから、様々な媒体を通じた児童の性的搾取の根絶に向けた取組の充実を図る。

特に、この問題の解決に向けて、児童買春・児童ポルノ等に関する行為が規制されていることについて県民への意識啓発を図るとともに各種法令に基づいた取締りに努める。

オ 有害情報からの遮断に向けた啓発

有害広告物などの既存の媒体やインターネット上の有害情報から子どもを守るため、これらの有害情報を選別するフィルタリングシステムを各家庭において導入するなどの対策とともに、インターネット事業者において有害情報の送信を防止する措置などを講じるよう広報啓発に努める。

カ 子どもの貧困対策の推進

- (ア) 貧困の連鎖を防止するため、経済的困難を抱える家庭の子どもに対し、市町村が行う学習支援の取組が広がるよう支援するとともに、その世帯の自立の促進を図るため、経済的支援を行う。
- (イ) 経済的困難を抱える家庭が地域から孤立することのないよう、市町村や民間（子育て支援を行うNPO法人など）、学校、保育所などと連携・協働し、支援を必要とする子どもや家庭の把握に努め、生活支援、就労支援などを含め、実情にあった支援の取組を促進する。

キ ひきこもりとなった子どもなどへの対応

- (ア) 県内の若者サポートステーションと市町村との連携した取組を促進する。
- (イ) ひきこもり地域支援センターにおいて電話相談を行うとともに、市町村の支援を行う。

3 高齢者

(1) 現状と課題

本県の高齢化率は、2018（平成30）年には31.9%（全国28.1%）となり、全国に比べ早く進行している。

また、今後、更なる高齢化の進行に伴い、介護を必要とする者の発生率の割合が高くなる後期高齢者が増加すると見込まれるとともに、認知症高齢者数も増加し、2025（令和7）年には最大で高齢者の5人に1人が認知症となると推計されている。

2018（平成30）年に実施した県民アンケートにおいて、「高齢者の人権が尊重されていないと感じること」「悪徳商法、特殊詐欺による高齢者の被害が多いこと」「高齢者にとって買い物が困難な環境であること」「病院や福祉施設の不十分な対応や虐待」などが多く挙げられている。

高齢者が疾病や加齢によって心身の機能が低下しても、尊厳を持って生活を続けていくことができるよう、今後更に地域社会全体で支える仕組みを構築することが重要な課題となっている。

(2) 基本方針

高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を送ることができる社会の構築を目指す。

また、「長寿社会を支える一員としての高齢者」として、長年培ってきた経験と知識を活かし、社会活動に積極的に参加するなど、高齢者が年齢、性別、人種、国籍又はその他の地位に関わらず、尊厳を持って、公正な取扱いを受け、その経済的貢献に関係なく評価され、尊重される社会の実現を目指す。

ア 啓発活動の推進

老人福祉法に定められた「老人の日」や国民の祝日に関する法律に定められた「敬老の日」の記念行事等を通じ、高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、高齢者自らの生活向上に努める意欲を増進し、県民の長寿社会に対する理解と関心を高める。

イ 社会参加活動の促進と自立支援

(ア) 高齢者が元気で活躍できるシステムづくり

高齢者が地域社会の中で明るくいきいきとした生活を送るためには、高齢者自身が自らの経験と知識を活かして重要な役割を果たしていく社会にすることが必要である。高齢者が積極的に社会活動に参加し、生きがいつくりに取り組めるようなシステムづくりを進める。

また、高齢者の社会参加を促進するとともに、他の世代と相互に理解を深め尊重し合う社会とするため、高齢者が文化伝承活動や青少年活動における地域指導者として活躍できるよう、地域における活動の場の拡大に努める。

さらに、地域の人々が主体となって行う「地域の茶の間」など、地域の交流の場の普及・拡大に対して支援するとともに、高齢者の生きがいにつながる生涯学習の場の提供に努める。

(イ) 働く場の確保

本格的な高齢社会を迎え、これまでの社会活力を維持するためには、高齢者が経済社会の担い手の一人として活躍することが必要となっている。

また、いつまでも健康で働きたいという意欲を持つ元気な高齢者が増えており、その意欲と能力に応じて、年齢にかかわらず働ける場の確保と、高年齢者の雇用を促進する。

(ウ) 地域での支え合いの仕組みづくり

高齢者の多くが、住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいる。高齢者が介護や支援が必要な状態になっても、安心して生活を送ることができるよう、介護にとどまらず、生活全般にわたって地域全体が支える地域包括ケアシステムをさらに充実させていくため、ボランティアやNPO等の多様な主体による生活支援の担い手の発掘や養成を研修等を通じて支援する。

ウ 権利擁護の推進

(ア) 意思決定支援の実施

自らの意思を決定することに困難を抱える高齢者及び認知症の人等が自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、相談支援や介護サービス提供等の場面で適切な意思決定支援を行う。

(イ) 総合相談体制の整備

高齢者や高齢者を介護している家族は様々な問題を抱えていることから、身近な地域で、保健・医療・福祉の各分野にわたる専門性を踏まえた総合相談窓口による相談・情報提供機能等を充実・強化する。

(ウ) 苦情処理体制の充実

国民健康保険団体連合会、県社会福祉協議会等の行う苦情処理や苦情処理に関する情報提供を支援するほか、苦情相談窓口や苦情処理制度についてサービス利用者への周知に努める。

(エ) 情報の提供体制の整備

介護保険制度は、利用者がサービスを選択し事業者と契約する制度であることから、利用者がサービス事業者に関する最新の情報を得られるよう、市町村や居宅介護支援事業所を通じて、また、県のホームページなどにより情報提供を行っていくとともに、高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような情報提供や指導に努める。

また、県が認証した公正・中立な第三者機関が社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの質を客観的に評価して公表する「新潟県福祉サービス第三者評価事業」について周知に努めることで、サービスの質の向上、内容の改善に向けた取組に結びつけるとともに、利用者が福祉サービスを選択する際の有効な情報として提供する。

(オ) 権利擁護制度の活用支援

ノーマライゼーション、自己決定権の尊重及び身上保護の重視等の成年後見制度の利用の促進に関する法律の基本理念を踏まえ、認知症高齢者等の権利が守られるように、成年後見制度の利用促進などの取組を支援する。

(カ) 身体拘束の廃止

高齢者が利用する特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等における啓発や施設指導を行うことにより身体拘束の廃止を推進する。

(キ) 高齢者虐待の防止

虐待の早期発見を目的とした県民向けシンポジウムの開催やリーフレット作成による広報啓発活動を行うとともに、市町村や地域包括支援センター向けの高齢者虐待に関する相談窓口の設置、家庭での高齢者への虐待に対応する地域包括支援センター職員向け研修の開催、介

護施設従事者向け研修の実施により高齢者の虐待防止、早期発見、適切な対応が行える体制を構築する。この広報啓発活動及び体制構築を通じて、搾取及び身体的又は精神的虐待を受けずに高齢者が尊厳と安全の中で生活できる環境づくりを推進する。

4 障害者

(1) 現状と課題

2011（平成23）年に障害者基本法が改正され、日常生活または社会生活において障害者が受ける制限は社会のあり方との関係によって生ずるといふ、いわゆる「社会モデル」に基づく障害者の概念や、「合理的配慮」の理念が盛り込まれた。さらに2016（平成28）年、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とし、障害者差別解消法が施行され、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供に努めなければならない旨規定された。

しかし、依然として障害者を取り巻く社会環境には、建物内や歩道の段差といった物理的な障壁、障害を理由に資格や免許を与えない制度的な障壁、音声案内や手話通訳などがないことなどによる文化・情報面の障壁、障害者に対する偏見や差別意識等のこころの障壁など、障害のある人が地域社会で暮らし、社会生活のすべてに平等に参加するために取り除かなければならない多くの障壁がある。

1996（平成8）年までは、旧優生保護法の規定により、多くの障害者に優生手術が行われていた。

これらの障壁を取り除くとともに、障害のある人が、必要とするサービスを選択し、利用しながら地域で自立して生活できるようにするための施策の充実が求められている。

(2) 基本方針

障害のある人が他の人々と同様に一人の人間として尊重され、社会の一員として地域で暮らし、自分らしい自立した生活と社会参加ができるよう、県民一人一人が障害者に対する理解を深め、障害者に対する偏見や差別意識をなくし人権意識の高揚を図るとともに、障害の特性に応じた合理的配慮の提供、福祉サービスの充実、就労の促進、教育環境の改善、社会活動への参加機会の充実、人にやさしいまちづくりの推進など障害者を取り巻く生活環境全般にわたる取組を進める。

ア 啓発活動の推進

県民の障害者に関する理解を深め、偏見や差別をなくしていくため、

県民に対する広報・啓発活動を行う。

イ 社会参加の促進

- (ア) 障害者の積極的な社会参加を進めるため、移動手段やコミュニケーション手段の確保、個々の障害に対応した情報提供体制の充実、スポーツ、文化・芸術活動の振興を行う。
- (イ) 精神障害者の自立と社会参加を促進するため、地域住民や家族を対象とした精神障害に関する正しい知識の啓発・普及を進める。

ウ 雇用・就労の促進

障害者一人一人の適性と能力に応じた就労により職業的自立を図ることが重要であり、法定雇用率達成に向けて障害者の雇用と職場定着の促進を図るため、事業主や県民への広報・啓発に努める。

エ 教育環境の整備

- (ア) 障害のある子どもが一貫した支援を受けられるよう、学齢期では「個別の教育支援計画」に基づき、教育、保健、福祉、医療、労働等が連携した支援体制構築に努める。
- (イ) 交流教育を通して、障害のあるなしにかかわらず児童生徒がお互いを尊重するノーマライゼーション実現のための取組を一層進展させるため、学校や地域での社会生活全般にわたり、子どもたちが共に学び共に活動する場や機会の充実に努める。

通常学級で可能な限り、障害のある子どもとない子どもが、共に学べるよう制度・設備の充実に努める。

オ 地域生活の支援

障害者が地域で自立して生活することができるよう、ホームヘルプ等の在宅サービスの充実、就労系サービスやデイサービス等の日中活動の場の確保、グループホーム等の拡充を行うとともに、相談支援体制の整備を図るため市町村の取組を支援する。

カ 権利擁護の推進

(ア) 意思決定支援の実施

自らの意思を決定することに困難を抱える障害者が自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、相談支援や福祉サービス提供等の場面で適切な意思決定支援を行う。

(イ) 障害者虐待の防止

新潟県障害者権利擁護センターを設置し、障害者に対する虐待の未然防止や早期発見のため広報啓発を行うとともに、発生時の迅速かつ適切な対応・支援のため、市町村、労働局と連携した体制を整備する。

(ウ) 権利擁護制度の活用支援

知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない人の権利を擁護するため、成年後見制度の利用促進や地域における支援体制の整備を図る。

(エ) 障害福祉サービス等利用者の人権擁護

利用者の人権に配慮したサービスを確保するため、障害福祉施設従事者等に対する研修や関係機関及び施設に対する啓発・指導を充実するとともに、利用者のプライバシーを確保し生活の質を高める観点から環境整備を進める。

また、利用者が安心してサービスを利用できるよう、事業者自身がサービス内容を評価する仕組みづくりや、第三者機関による評価制度の周知を図るとともに、事業者の苦情解決体制づくりを促進する。

キ 福祉サービスの利用援助

障害者へのサービス提供におけるケアマネジメント体制の整備を促進する。

また、知的障害者、精神障害者などで判断能力が十分でない人の福祉サービスの利用を援助するとともに、知的障害者、精神障害者などに代わって契約等を行う成年後見制度の啓発・普及活動を行う。

ク 福祉のまちづくりの推進

障害者や高齢者をはじめとして、すべての人々が自由に活動でき、主体的に社会参加できるように、建築物や道路等の歩行空間、公共交通機関等のバリアフリー化を進めるなど、快適で暮らしやすい社会を実現するため、行政や民間事業者及び県民による協働のまちづくりを進める。

5 同和問題

(1) 現状と課題

同和問題は、わが国固有の重大な人権問題である。

1960（昭和35）年、総理府に同和問題解決に資するための同和対策審議会が設置され、1965（昭和40）年に同審議会は「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である」とし、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との認識に立って、環境改善、社会福祉等の広い分野における総合的な施策の方向を示した。

この答申を具体化するため1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後、「地域改善対策特別措置法」、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行され、各種同和対策事業が実施されてきたが、2002（平成14）年3月末「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が失効したことに伴い、特別対策事業は終了し、その後は一般対策で対応することとなった。

しかし、全国的にみれば、結婚問題をはじめとして、企業における就職差別、同和地区出身者に対する差別的な発言や差別的な落書き、匿名性と拡散性を特徴としたインターネット上で差別的な内容載せるなどの行為が跡を絶たない。

こうした中、2016（平成28）年に部落差別解消推進法が施行され、現在もなお部落差別が存在するとしただうえで、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現していくことを基本理念とし、地方公共団体は地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものと規定された。

本県においては、これまでも、国の制度を活用しつつ、同和対策審議会の認識を踏まえ、実態に即し県単独事業を創設して特別対策事業を実施してきたところであり、県内自治体を被告とした行政訴訟において、同和地区指定がされていないとの形式的理由により事業を実施しないことは明らかに相当でないとの判決（新潟地裁昭和63年1月26日）を踏まえ、指定地区以外でも実態に即して、特別対策事業を実施してきた。特別対策の終了後は啓発活動を中心に同和問題の解決に取り組んできたが、生活環境、

産業、就労、教育面での残された課題や教育現場等における差別事象の発生など、未だ同和問題が解消したとは言えない現状にあり、引き続き問題解決に向けた積極的な取組が必要である。

2018(平成30)年に実施した人権に関する県民アンケート調査では、同和地区、同和問題を「知らない」との回答が44.8%で、前年に内閣府が実施した人権擁護に関する世論調査における「同和問題を知らない」の17.7%と比べ、質問が同一でないため必ずしも単純に比較することはできないが、県民の同和問題の認知度が低い結果となっている。また、結婚などの際に本人の知らないところで身元調査を行うことについて、「当然のことだと思う」「よくないことだと思うが、ある程度はしかたがないことだと思う」との回答の合計が49.1%となっている。差別につながる身元調査も含め同和問題への理解と共感を進めるべく、また同和地区関係者に対する偏見や差別をなくすために、人権教育・啓発を更に推進しなければならない。

(2) 基本方針

同和問題の解決を図るために、地域改善対策協議会の意見具申や部落差別解消推進法の趣旨に則し、また、これまでの同和問題に関する教育・啓発活動の中で積み上げられてきた成果や問題点を踏まえ、引き続き人権意識の高揚を図り、偏見や差別の解消に向け、同和問題に取り組む民間団体とも連携して積極的な教育・啓発活動を行うとともに、生活環境の改善等、残された課題については一般対策により対応する。

また、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、本県として、差別の実情を受け止め、実効的な施策を進めることと併せて教育・啓発を推進する。

ア 啓発活動の推進

(ア) 啓発活動の充実

県民一人一人が、同和問題を正しく理解し、その解決に取り組むよう、県民を対象とした講演会の開催やマスメディア、啓発ポスター・パンフレット等の活用により広報・啓発活動を行う。

(イ) 企業、団体等に対する啓発

企業、団体等に対して、公正な採用選考が実施されるよう、身元調

査、本籍や家族の職業照会のための不適切な質問及び書類要請など就職差別につながる行為をしないよう啓発に努める。

また、企業、団体等が実施する研修活動に対して、啓発DVDの無料貸出など資料・情報の提供、講演会の開催等の支援を行う。

(ウ) 隣保館活動等の推進

隣保館においては、地域社会全体の中で福祉の向上や住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとしての取組が行われており、引き続き人権課題の解決のため、生活相談等を含めた各種事業を総合的に行う。

また、隣保館が設置されていない地域においては、公民館等の各種公的施設を利用した広域隣保事業の推進を図る。

(エ) えせ同和行為の排除

同和問題を口実として不当な要求等を行うえせ同和行為は、問題解決の大きな阻害要因となっていることから、えせ同和行為への対応方法について周知する。

また、関係機関や「新潟県えせ同和行為対策関係機関連絡会」等との連携を密にし、えせ同和行為に関する情報を交換し、対応を協議するなど、その排除に努める。

イ 相談体制の充実

(ア) 相談窓口の周知

県民が人権に関する相談窓口を知り、より利用しやすくなるよう一層周知を図るとともに、市町村や関係団体などと連絡を密にして、相談者の意向を踏まえ、相談内容に応じた専門窓口とも連携して取り組む。

ウ 学校教育における推進

(ア) 人権尊重の精神を育む教育の推進

いわれのない偏見や差別をなくし、人権を守り、尊重する教育を推進するため、指導内容を明確にした年間指導計画に基づき、学校の教育活動全体を通じて同和教育を推進するとともに、必要に応じて幼保・小・中・高等学校などの校種を超えた連携を図る。

なお、各教科等の授業では、児童生徒用副読本等を活用するなど、内容の充実を図る。

(イ) 教職員研修の充実

教職員一人一人の人権意識を高めるとともに指導力の向上を目指し、各種研修会の充実を図る。

エ 社会教育における推進

(ア) 社会同和教育市町村巡回研修会の実施

県民の同和问题及び社会同和教育の正しい理解を深め、実践を促すため、広く県内市町村を巡回し研修を行う。

(イ) 社会同和教育学習資料の作成

公民館等の社会教育施設で行われる学級・講座等で活用するための社会同和教育学習資料を作成し、社会教育現場において同和教育の推進を図る。

オ 一般対策の推進

(ア) 生活環境の改善、産業の振興、就労の安定、教育の充実等残された課題については一般対策により適切に対応する。

6 外国人

(1) 現状と課題

交通手段や情報通信技術の進歩などにより、ヒト・モノ・情報の国境を越えた大規模な移動が可能となり、グローバル化が進展している。

本県においては、2018（平成30）年末現在の在留外国人数は17,285人、人口に占める割合は約0.77%で、全国（2.16%）に比較して低い水準で、この10年間で1.20倍と全国（1.25倍）を若干下回る増加に止まっている。しかし、外国人労働者や留学生の増加などにより、本県で暮らす外国人は今後も増加すると考えられる。

人口減少や高齢化が進行する中、人権が尊重される多文化共生社会の大切な構成員として、また、地域経済を支える貴重な人材として、外国人の役割は重要性を増している。こうした中、外見や言語及び生活習慣等の違いなどから生ずる偏見・差別等様々な問題に適切に対応することが必要となっており、県民の国際理解の推進や意識啓発、外国人が安心して暮らせる環境の整備などにおいても、民間団体、教育機関、行政がパートナーシップにより取り組んでいく必要がある。

また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが発生している。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与え、人としての尊厳を傷つけている。その解消に向けて、2016（平成28）年にヘイトスピーチ解消法が制定された。

(2) 基本方針

国際化の進展が地域レベルで広がり、外国人労働者の増加などにより本県で暮らす外国人が増加しており、同じ地域住民として外国人と共生する多文化共生社会の実現に向けて、互いの人権を尊重することと併せ、異なる考え方や文化・習慣を持つ人々を特別視せず、その違いを理解することが重要である。また、今後外国人の増加が見込まれる中、異なる言語、習慣、考え方等の違いを持つ人々の日常生活への支援に取り組む必要がある。

このため、民間団体、公益財団法人新潟県国際交流協会、教育機関、市町村等と連携し、国際理解及び人権意識の高揚のための普及啓発活動や交流活動による相互理解の促進、国際理解教育の推進を図る。

さらに、外国人が人権を尊重され、安心して暮らせるよう、支援活動を

行う民間団体等の活動を支援し、連携を進め、災害時も含めた外国人への情報提供や相談・支援体制の充実を図る。

ア 国際理解教育の推進及び啓発活動の充実

留学生の在学する大学、民間の活動団体等と連携し、国際理解教育の推進を図るとともに、外国人と親しみ、ふれあう機会を充実させることなどにより、諸外国の文化・習慣や言語に対する県民の理解と関心を高め、偏見や差別の解消に努める。

イ 企業等への啓発

新潟県外国人材受入サポートセンターにおいて、関係行政機関等と連携し、外国人を雇用する企業等に対してセミナーを開催するなど、外国人労働者の適正な受入れ・雇用を図る。

ウ 外国人への情報提供や相談・支援体制の充実

外国人が人権を尊重され、安心して生活を送れるよう公益財団法人新潟県国際交流協会、民間の支援団体、市町村等と連携して取り組む。具体的には、多国語による生活相談体制や災害時の情報提供体制、また日本語教育支援体制の充実を図り、インターネット等を活用した情報提供の推進に努める。

エ 外国人労働者への情報提供や相談・支援体制

外国人労働者が、労働者としての権利を保障され、日常生活においても人権が尊重され安心して生活できるよう、県及びその外郭団体は国、市町村、民間支援団体とも連携し、多言語もしくは平易な日本語による十分な情報提供を行うとともに、相談・支援体制の充実に取り組む。

オ 民間団体等の活動支援・連携促進

外国人への支援活動を行っている民間団体・ボランティアに対して、活動しやすい環境の整備や活動支援、連携の促進を図る。

カ ヘイトスピーチへの対応

ヘイトスピーチは人々に不安や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり差別意識を生じさせかねないものであり、このような言動があってはならないものであることから、ヘイトスピーチ解消のための教育及び啓発活動を進める。

7 感染症患者等

(1) 現状と課題

医学医療の進歩や衛生水準の向上により、多くの感染症が克服されてきた一方、新たな感染症の出現や既知の感染症の再興により、感染症は、今なお人類に脅威を与えている。また、医学的に見て不正確な知識や思いこみによる過度の危機意識などを理由として、今も感染症の患者やその家族等に対するいわれない差別、偏見、誹謗中傷、デマの拡散等（以下「差別等」という。）が存在している。

1998（平成10）年に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が制定され、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権を尊重し、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及を図るとともに、国民の責務として、感染症に関する正しい知識を持つことや、感染症の患者等の人権が損なわれないようにしなければならないと規定された。

とりわけ、エイズ患者・HIV感染者等に対しては、病気に対する正しい知識が不十分なことによる誤解や、それに基づく差別や偏見が依然として残っている。

ハンセン病については、2001（平成13）年に、ハンセン病に対するそれまでの国の方針について違憲性を認める判決が出され、2008（平成20）年には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、患者・元患者の名誉回復の取組とともに、療養所における地域交流等の取組も行われているが、未だに患者やその家族等への差別や偏見が根強く残っている。また、2019（令和元）年には家族に対する差別被害を発生させた国の責任を認める判決が出され、国としても、内閣総理大臣談話を閣議決定し、「患者・元患者やその家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組む」とされたところである。

また、未知のウイルスによる新興感染症や、再興感染症については、21世紀に入ってから発生している。2020（令和2）年に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症に関して、感染者や、その家族などの濃厚接触者等、治療・対策に関わった方々、県外から来訪した方等（以下「新型コロナウイルス感染者等」という。）に対して、り患し

ていること、り患しているおそれがあること等を理由として、差別等様々な人権侵害事案が発生した。このため、2021（令和3）年、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正により、差別的取扱い等の防止について地方公共団体の責務が規定されたところである。

感染症については、まず、治療及び予防といった医学的な対応が必要であることはもちろんであるが、感染症が拡大すると、社会不安が助長され、差別等が誘発されるおそれがある。このため、患者・元患者やその家族等に対する差別等を解消し、人権に配慮した感染症対策の推進、社会復帰や福祉対策の充実等が求められている。

(2) 基本方針

感染症患者等に対する差別等は、決して許されない。そのため、あらゆる機会を通じて次に掲げる対策その他必要な措置を講ずるとともに、患者・感染者やその家族等の意向を十分に尊重しながら支援の充実を図る。

- ① 適切な情報の公表、感染症に関する正しい知識の普及、差別等の防止に向けた教育・啓発
- ② 悪質な行為には、法的責任が伴うものであり、人権を侵害し犯罪を構成すると考えられる行為に対する関係機関と連携した刑事告発など必要な措置

また、今後、新たな感染症が出現した場合にも、同様の構図により、差別等が発生するおそれがあることから、平時から、これらの対策に取り組んでいく。

施策の推進に当たっては、ハンセン病問題に関わる2001（平成13）年及び2019（令和元）年の判決並びに内閣総理大臣談話、2021（令和3）年の新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正などを踏まえ取り組む。

ア HIV感染者・エイズ患者等への支援等の充実

- (ア) 世界エイズデー関連行事やエイズ講演会などを通じて、正しい知識の普及啓発を図る。
- (イ) 保健所においてエイズ相談を行い、必要に応じ無料匿名検査を実施するとともに、相談、検査担当職員の資質向上を図る。

(ウ) 市町村など関係機関や学校、企業、団体等と連携を図りながら、正しい知識の普及啓発や、差別や偏見の解消に向けた人権教育・啓発活動を推進する。

(エ) 医療機関におけるH I V感染者、エイズ患者やその家族等に対するカウンセリング体制の充実及びカウンセリング担当職員の資質向上を図る。

イ ハンセン病患者・元患者及び家族等への支援等の充実

(ア) ハンセン病に関する講演会の開催やパンフレットの配布などを通じて、正しい知識の普及啓発を図る。

(イ) 患者、元患者及びその家族等の相談窓口を設置するとともに、ハンセン病療養所入所者の里帰り事業、療養所訪問事業、社会復帰支援等の福祉対策について、関連団体と連携し、入所者の意向を尊重した支援等の充実を図る。

ウ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別等の防止の取組等

差別等は、人権侵害であるとともに、医療従事者などエッセンシャルワーカーの活動の支障となるほか、濃厚接触者等の感染の可能性のある者の申告しづらさを招き、感染拡大防止の妨げにもなる。このため、適切な情報の公表、正しい知識の普及とともに、新型コロナウイルス感染者等であることを理由に差別等が発生しないよう市町村など関係機関と連携し、県のホームページ、マスメディア、SNS等様々な媒体を用いた広報や、不正確な知識や誤った情報等に対する正しい判断力の育成など、必要な教育・啓発活動を行う。

8 新潟水俣病被害者

(1) 現状と課題

新潟水俣病は、旧昭和電工鹿瀬工場からメチル水銀を含む工場排水が阿賀野川に排出されたことにより発生した（1965（昭和40）年6月公式発表）。

日本の四大公害病の一つにも数えられているこの新潟水俣病は、住民の健康被害だけではなく、偏見や差別による地域の分断をもたらした。

1973（昭和48）年の被害者団体と昭和電工の補償協定締結、1995（平成7）年の政治解決、2009（平成21）年の「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」等により、水俣病被害者の救済が図られてきたが、新潟県では被害の発生から50年以上を経ても、被害認定の申請や損害賠償を求めた訴訟が続いているなど、水俣病問題は、長い年月を要しているのにもかかわらず、いまだ解決には至っていない。

これまで新潟県は、発生初期から住民の健康調査をはじめとした対応に加え、その後も2008（平成20）年に制定した全国唯一の水俣病対策条例である「新潟水俣病地域福祉推進条例」に象徴されるように、被害に遭われた方々に対しては、社会全体で支えていかなければならないとの考えの下、新潟水俣病患者に対する福祉手当の支給などの保健福祉施策や、阿賀野川フィールドミュージアム事業などによる失われた地域の絆の再生と融和、各種学習教材の制作などによる教育啓発活動の推進や、「環境と人間のふれあい館」の活動などを通じた情報発信に、流域自治体や関係者とともに取り組んできた。

しかしながら、今なお、新潟水俣病への理解が十分ではないことなどから、いわれのない偏見や差別をおそれ、被害の声をあげることのできない人や、病気を隠し続けたまま亡くなった人もいるといわれていることから、潜在患者が名乗り出ることのできる環境整備や、県民一人一人が新潟水俣病の歴史を知り、教訓を考え、風化させずに次世代に伝えていくことが必要である。

(2) 基本方針

「新潟水俣病地域福祉推進条例」に基づき、被害者や関係市町村、関係団体と連携しながら、条例の普及啓発や、「環境と人間のふれあい館」の

活用等による新潟水俣病についての正しい理解を深める教育・啓発、地域社会の再生融和、新潟水俣病患者への保健・福祉対策などを行うことにより、被害者や家族の人権に対する理解を深め、偏見や差別を生まない取組を進める。

ア 「環境と人間のふれあい館（新潟水俣病資料館）」を通じた啓発

(ア) 事業活動の推進

被害者が自らの言葉で経験を語る「語り部」をはじめ、講演会や講座の開催、出版物や資料の提供など各種事業活動を通じて、新潟水俣病問題を広く県民に対し啓発する。

(イ) 被害者及び関係団体等との連携

管理運営協議会、業務検討会等への被害者や関係団体等の参加を通じて、その声を事業活動へ反映させるとともに、「環境と人間のふれあい館」における関係団体等の新潟水俣病や人権問題に関する取組を促進する。

(ウ) 学校との連携による啓発活動

新潟水俣病問題について、総合的な学習の時間をはじめとする様々な学習の機会を活用した環境学習や人権学習を支援し、次世代を担う子どもたちの関心と理解を深める。

イ 学校教育における推進

新潟水俣病問題について、社会科等における公害問題の学習や総合的な学習の時間等における環境問題の学習活動を通して、「環境と人間のふれあい館」の利用や各種啓発教材の活用により、次世代を担う子どもたちの関心と理解を深める。

ウ 地域社会の再生・融和の促進

新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和が図られるよう、新潟水俣病の被害者を含めた地域住民の交流を促進する取組を行う。

エ 新潟水俣病患者への保健・福祉対策

新潟水俣病患者の福祉の増進を図るため、療養等による経済的負担の軽減を目的とした手当の支給や、相談窓口等を通じた認定制度など各種制度の周知、患者の心身の状況等に応じた保健や福祉に関する取組を行う。

9 北朝鮮による拉致被害者

(1) 現状と課題

2002（平成14）年9月17日に行われた日朝首脳会談において北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が公式に拉致を認め、交渉の結果、5人の拉致被害者の帰国が24年ぶりに実現した。

国は拉致問題を日朝間の最優先課題と位置づけているが、拉致被害者のうち帰国が実現したのは本県出身の3人を含むごく一部であり、それ以外の人には正確な情報がないまま安否確認すらなされていない状況である。

拉致問題は重大な人権の侵害であり、解決に向けて国の毅然とした対応が求められるとともに、帰国した拉致被害者とそのご家族に対しては、安心して自立した生活を送れるように適切な支援を行っていく必要がある。

(2) 基本方針

拉致問題は日朝間の最重要課題であるとともに、本県にとっても県民の人権を侵害された重大な問題であることから、国に対して早期解決に向けて引き続き強く働きかけを行う必要がある。

また、拉致問題についての県民の意識啓発を図るとともに、帰国した拉致被害者とそのご家族に対しては、地域において安定した生活を営み、安心して暮らすことができるよう国・市と連携し、きめ細やかな支援策を講じていく。

10 犯罪被害者やその家族

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族は、直接的な被害のみならず、これに附随して生じる精神的・経済的被害等様々な被害を受けている場合があり、またマスメディアによるプライバシーの侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害を受けるなどのケースがあるとの指摘もある。

最近では、犯罪被害者やその家族に対する配慮と保護を図るため、刑事手続き等関連する法改正が行われているが、制度面だけでなく、被害者の人権に対する理解が犯罪被害者やその家族に接する職員をはじめとして、広く県民にも求められている。

(2) 基本方針

犯罪被害者やその家族に接する職員をはじめとして、広く県民に対し、犯罪被害者やその家族の人権に対する理解を深めるための啓発を行うとともに、マスメディアによる人権侵害に対してのマスメディア側の自主的な取組が図られるよう理解を求める。

また、犯罪被害者等に対する支援を行う民間団体や相談窓口の周知に努める。

11 刑を終えて出所した人等

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人、執行猶予の判決を受けた人、非行や犯罪を犯した少年などが社会の一員として立ち直ろうとしても、地域社会における誤った認識や偏見によっては、更生への妨げや人権が侵害されるおそれがある。

また、刑を終えて出所した人等の家族についても、その家族であるという理由により、差別的な扱いを受けるなど人権が侵害されることがある。

このため、地域社会の理解と協力が必要であり、刑を終えて出所した人等に対する差別や偏見を解消するための啓発が必要である。

(2) 基本方針

刑を終えて出所した人等が、地域社会において孤立し、新たな犯罪を重

ねることがないよう、差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力し、啓発等に努める。

また、福祉的な支援を必要とする刑務所等矯正施設退所予定の高齢者や障害者を支援するため、退所後直ちに社会福祉施設への入所などの福祉サービスを受けられるよう、引き続き関係機関との調整に努める。

1 2 性的指向・性自認を理由とする偏見や差別

(1) 現状と課題

性的指向とは、恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念であり、性自認とは、自己の性をどのように認識しているかを示す概念である。

2004（平成16）年に施行された「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」で、性同一性障害の人の性別の取扱いの変更が規定され、さらに2008（平成20）年に要件が緩和された。また、2019（令和元）年に世界保健機関（WHO）が作成する国際疾病分類が改定され、性同一性障害は、精神障害の分類から除外された。

同性愛等の性的指向の人や、生物学的な性と性の自己意識が異なる人に対して、周囲の理解が十分ではないことから、偏見や差別により、人権に関わる問題も発生している。現在、このような理由による差別的取扱いは不当なことであるという認識が広がり、差別解消に向けた動きも活発化しているが、いまだ偏見や差別が起きている。性に関する多様性を多くの人々が認識し、理解を深めるための啓発が必要である。

(2) 基本方針

性的指向、性自認を理由とした偏見や差別は、社会生活の様々な場面で人権侵害等の問題につながることから、講演会の開催や啓発資料の配布など様々な手法により広く県民や企業への啓発を行うとともに行政職員への研修を行う。

また、学校においては、児童生徒の心情に配慮した支援、教職員を対象とした研修機会の積極的な確保、偏見や差別を解消する教育を行う。

1 3 様々な人権問題

前述のほか、アイヌの人、在日韓国・朝鮮の人、ホームレスの人、中国

残留邦人などに対する偏見や差別、また東日本大震災に起因する偏見や差別その他の様々な人権問題についても、それぞれの問題の状況に応じて適切な取組を行うことが必要であり、あらゆる機会を通じて、偏見、差別を解消し、人権意識の高揚を図るための施策を推進する。

第4章 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人に対する人権教育の推進

公務員や教職員等特定の職業に従事する人は、その職務の性質上、人権に深く関わる立場にあり、これらの職業に従事する人に対しては、特に人権教育・啓発を推進する必要がある。

1 公務員

行政に携わる職員一人一人が、人権に配慮した行政を推進するため、人権問題に対する正しい理解と認識を深めることが必要である。

このため、県職員に対する階層別の研修会を行うほか、各種講演にも積極的な参加を求め、人権意識の高揚に努める。

また、市町村が職員を対象に実施する人権研修に必要な啓発資料や情報の提供等の支援を行う。

2 教職員・社会教育関係職員

子どもたちの人権意識を高めるうえで、教職員が重要な役割を果たしている。このため、教職員一人一人の人権意識の高揚と児童生徒に対する指導力の向上が必要である。

教職員が人権尊重の理念について十分に認識し、実践することができるよう研修等の一層の充実を図るとともに、人権問題の解決を自らの課題として取り組むよう資質と指導力の向上に努める。

社会教育主事、公民館職員等の社会教育関係職員については、人権に関し幅広い識見のある指導者の確保に努めるとともに、各種研修会や資料による自己啓発を通じて、人権意識の高揚を図り、資質と指導力の向上に努める。

3 警察職員

警察職員は公共の安全と秩序を維持するという職務に従事しており、その職責上、人々の権利・自由を制限する活動を伴うことから、人権に対する正しい理解と配慮が必要である。

このため、警察職員一人一人が、被疑者、被害者、被留置者等の人権に配慮した警察活動を行うよう、警察学校での研修や職場における各種教養等の機会を通じて職務倫理教養を確実に身につけるよう努めるとともに、人権意

識の高揚を図る。

4 医療・保健・福祉関係者

医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療従事者については、インフォームドコンセントの徹底や患者の人権・プライバシーに配慮した医療の確保が必要であることから、関係団体に対し人権教育・啓発に取り組むよう要請する。

また、社会福祉士、民生委員、ホームヘルパー等の福祉関係職員については、生活相談や介護等の業務を担っており、個人のプライバシーや個人の尊厳に対する十分な認識と配慮が必要であることから、啓発資料の配布や講演会開催等の情報の提供を行うとともに、各種研修を通じて人権意識の高揚を図る。

医療・保健・福祉関係者の取組をより総合的かつ効果的に推進するため、関係者間における一層緊密な連携を図る。

5 消防職員

消防職員については、住民の生命・財産を守るという視点に立って業務を遂行することが必要であり、消防学校や各種研修において、人権意識の高揚を図る。

6 地方議会議員

地方議会議員については、住民の代表者として、条例の制定・改廃や予算の議決等地方公共団体の施策方針等に深く関わる立場にあることから、啓発資料の配布や講演会開催等の情報の提供を行うとともに、人権教育・啓発に取り組むよう要請する。

7 マスメディア関係者

情報社会の現代において、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディアが社会に及ぼす影響は、あらゆる面において大変大きいものがある。

人権教育・啓発に大きな役割を果たしているが、半面、プライバシーの侵害や名誉毀損など、人権侵害につながる場合もあり、報道に当たっては常に人権に配慮する必要がある。

このためマスメディアの企業管理者や関係者団体に対し、マスメディア従事者や関係者を対象とした教育・啓発に取り組むよう要請する。

8 公共交通機関関係者

安全・快適な移動手段としての役割を担う鉄道、バス、客船等の公共交通機関の従事者は、旅客の輸送に当たって、人権への配慮が求められることから、従事者に対する人権教育・啓発に取り組むよう要請する。

第5章 人権施策推進に向けて

1 県の基本姿勢

県は、この基本指針に基づき、人権に配慮した行政の推進や人権意識向上のための教育・啓発などに総合的に取り組む。

(1) 庁内推進体制の整備

この基本指針に基づく施策の推進に当たっては、庁内体制として「新潟県人権施策推進会議」を設置し、庁内の密接な連携のもとに諸施策を推進する。

(2) 人権尊重の視点に立った職務遂行

県職員一人一人が人権尊重の視点に立って職務を行うよう取り組む。

(3) 人権課題への適切な対応

人権課題について、国、市町村、民間団体等と連携を図り、その状況を的確に把握し、適切な対応を図る。

(4) 職員に対する研修等の実施

県職員一人一人の人権意識の高揚を図るため、職員に対する各種講演会や研修会を積極的に実施する。

2 関係機関等との連携

人権教育・啓発を効果的に推進していくためには、社会全体の取組が必要であり、国、市町村、民間団体等がそれぞれの役割に応じて協力し、連携し、全県的に取り組むことが重要である。

(1) 国との連携

国が実施する人権関係施策に協力するとともに、法務局、人権擁護委員連合会、人権啓発活動ネットワーク協議会等と連携しながら人権教育・啓発活動に取り組む。

(2) 市町村との連携

第1章で述べたとおり、市町村は、人権教育・啓発に努める責務がある。

このため、市町村に対し、人権教育・啓発への積極的な取組を促すとともに、情報提供や助言等の支援を行うなど、市町村と連携を図りながら人権教育・啓発を推進する。

(3) 民間団体等との連携

人権問題の解決を目指す多くの企業やNPOなどの民間団体に対しての情報の提供、助言を行うなど、その活動を支援し連携を図るとともに、先進的な意見・情報等の聴取に努め、人権啓発の効果的な推進に努める。

3 基本指針の見直し等

この基本指針は、国際連合や国の動向、社会情勢の変化、人権に関する県民の意識を踏まえ、各人権分野の有識者等で構成する懇談会に提言を求め、見直しを行い、内容の充実を図る。

また、この基本指針に基づく施策の実施状況等については、各人権分野の有識者で構成する懇談会に報告して意見を求め、その結果を公表するとともに施策の更なる推進に反映するよう努める。